

令和7年10月 和水町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年10月10日（金） 午後1時30分から午後2時10分
- 2 開催場所 和水町三加和公民館 講堂
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである（11名）。
会 長 3番 有働憲一
会長代理者 7番 吉永 剛
委 員 1番 猪口琢真 2番 本山鉄雄 4番 荒木 豊 5番 武田祐誠
6番 牛島宣雄 8番 古郷明子 9番 田島たまみ 10番 中山和之
11番 石口秀明
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである（0名）。
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（14名）。
西川 茂 高木茂佳 上田憲一 前淵慎一郎 大久保徳幸 内田克昭 小池絵里
井島繁利 牛島竜一 中嶋 孝 上田岩雄 徳永博之 大塚寛治 福原栄司
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（3名）。
石原裕一 池上洋一 柿原 健
- 7 日 程
1 開 会
2 会議成立宣言
3 会長挨拶
4 議事録署名委員の指名
5 議 事
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について
報告第1号 中途解約通知書について
6 その他
7 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（3名）。
事務局長 中山寛久
庶務係長 高木慎一郎
会計年度任用職員 中嶋康文
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（0名）。

事務局

1 開 会

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めます。

まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。

「こんにちは。」ご着席ください。

それでは、ただ今から、令和7年10月和水町農業委員会総会を開会します。

2 会議成立宣言

本日は、農業委員11名中11名が出席ですので、和水町農業委員会会議規則（以下「会議規則」といいます。）第6条に規定する定足数に達しており、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

有働会長、挨拶をお願いします。

会長 有働

みなさん、改めまして「こんにちは。」

米を作っている農家の方にとっては、収穫の忙しい中、本日の総会にお集まりいただきありがとうございます。

今日の午前中にライスセンターに行ってきました。ちょうど米の検査があつていましたので、今年の米の出来具合を聞いてみました。私は、今年は気温が高くてどうかと思っていましたが、非常に良いというお話でした。一部、カメムシの被害が何人かに見られ、カメムシの被害は等級を下げなければならないとのことでした。

さて、皆さんもご承知のように、今年の米の値段も高い状況で、農家にとりましては暑い中での米作りも報われた思いです。

今後も農機具を使用します。取り扱いには十分注意され、また、健康にも注意していけますようお願いいたします。

本日は、10月の総会です。審議の方もよろしく申し上げます。

事務局

有働会長、どうもありがとうございました。

会長には、「会議規則」第4条の規定により、議長と議事の進行をお願いします。

議長 有働

4 議事録署名委員の指名

議事に入る前に、「会議規則」第13条第2項の規定により、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、4番荒木委員と5番武田委員にお願いします。

次に、注意事項を申し上げます。議事中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、ご意見やご質問があれば、挙手によりご発言いただきますよう併せてお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

5 議事

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条の規定による農地の所有権移転の許可申請が3件提出されていま

す。

当事者及び土地の所在地等については、議案書の1ページにてご確認ください。
申請地については、「3条位置図」にて併せてご確認ください。

所有権移転の整理番号1 熊本市の譲渡人から中十町の譲受人へ (贈与)
所有権移転の整理番号2 東吉地の譲渡人から西吉地の譲受人へ (売買)
所有権移転の整理番号3 山鹿市の譲渡人から中和仁の譲受人へ (売買)

まず、整理番号1について説明します。

この案件は、持続的に野菜を自給自足されるため、新規就農として農地を贈与により取得される案件となっています。取得される農地では、じゃがいも、ローズマリー、さつまいも、大豆等を作付けされる予定です。

新規就農のため、提出された営農計画書にて営農内容の確認をしています。

次に、整理番号2について説明します。

この案件は、売買案件となります。譲渡人は既に離農されているため、今回譲受人へ譲渡されるものです。この農地は譲受人の自宅に隣接しており、取得後は自家野菜を作付けされる予定となっています。譲受人は兼業で農業をされています。

最後に、整理番号3について説明します、

この案件は、法人が売買により農地を取得する案件となっています。

法人は、農地を原則取得することはできませんが、この法人は農地所有適格法人であり、毎年、事業の状況等の報告書が農業委員会に提出されています。

農地所有適格法人とは、農業経営を行うための農地や採草放牧地の権利を取得することができる法人のことです。

法人の形態は株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人であり、有限会社は含まれません。事業については、農業や、農業に関連する事業の合計売上高が、事業全体の売上高の半分以上を占めていることなどが要件にあげられます。

これらの案件について、申請書に記載された内容及び現地確認等により審査しました結果、3条許可の審査基準である「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「地域との調和要件」全ての審査基準に適合しています。

議案第1号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

つづきまして、整理番号1について、現地確認をしていただいた11番石口委員の報告をお願いします。

11番石口委員

整理番号1について、11番石口が報告します。

9月30日午後3時より 私と事務局2名の計3名で現地確認を行いました。

申請地は中十町地内の農地で、宅地に付随した農地として今回取得されます。現況は若干荒れておりますが、今後管理していくとのことで、判断基準に従い確認を行った結果、許可相当と思われます。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

次に、整理番号2について、現地確認をしていただいた大塚推進委員の報告をお願いします。

大塚推進委員

整理番号2について、推進委員の大塚が報告します。

9月30日午後1時30分頃、私と吉永委員、事務局2名の計4名で現地確認を行いました。

申請地は西吉地地内の農地で、申請人の自宅に隣接している農地となります。

譲受人は家族で農業をされており、今回の取得に関して、特に問題となる点はなく、許可相当と思われます。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

最後に、整理番号3について、現地確認をしていただいた7番吉永委員の報告をお願いします。

7番吉永委員

整理番号3について、7番吉永が報告します。

9月30日午後2時頃、私と事務局2名の計3名で現地確認を行いました。

申請地は中和仁地内の農地で、譲受人は農地所有的確法人在取得されるため、今後の農地の管理上など特に問題となる点はなく、許可相当と思われます。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第1号について、何か質問等はありませんか。

——— 「異議なし」の声 ———

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 有働

全員賛成です。

よって、議案第1号については、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地法第5条の規定による農地の転用許可申請が3件提出されています。

当事者及び土地の所在地等については、議案書の2ページにてご確認ください。

申請書添付書類については、別添の「転用資料」で確認をお願いします。

整理番号1 一般住宅（所有権移転・売買）

申請地は用木地内の農地で、用木の譲渡人から用木の譲受人へ、一般住宅用地として転用されるもので、売買による所有権移転の案件になります。

給排水計画について、給水は井戸より宅内に引き込みを行い、生活雑排水・汚水につきまちは、合併浄化槽にて処理後、浄水を側溝に排水されます。また、雨水については自然浸透とし、余水については浸透柵や雨水最終柵を設置し、側溝に放流されるため問題ないと考えられます。

この転用に係る許可要件に照らした結果について説明します。

まず、「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産性の低い農地」ということで第2種農地と判断しました。集落に接続して設置されるため、代替性の検討は必要ありません。

次に「一般基準」について説明します。

「資金力及び信用力」については、資金計画書にて、事業費以上の資金が確保されていることを確認しました。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、許可後直ちに事業に着手し、令和8年2月末までに完工の予定であるため問題ないものと思われます。

「計画面積の妥当性」は、申請地については、500㎡を超えている状況ではありますが、配置計画や周辺の住宅の状況と比較しまして、問題ないと判断しています。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、日照、通風等、周囲への影響はほとんどないと判断しました。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

次に整理番号2について説明します。

整理番号2 一般住宅（使用貸借権設定）

申請地は、江田地内の農地で、玉名市の借家住まいの借受人が、江田の貸出人と農地の使用貸借権を設定し、一般住宅用地として転用するものです。貸出人は、借受人の義母となっています。

給排水計画について、給水は町の簡易水道を利用し、排水について、生活雑排水・汚水は町の公共下水道にて放流となります。また、雨水については自然浸透とし、余水については道路側溝に放流するため問題ないと考えられます。

この転用に係る許可要件に照らした結果について説明します。

まず、「農地基準」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産性の低い農地」ということで第2種農地と判断しました。集落に接続して設置されるため、代替地の検討は必要ありません。

次に「一般基準」について説明します。

「資金力及び信用力」については、資金計画書にて、事業費以上の資金が確保されていることを確認しました。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」についてですが、許可後直ちに事業に着手し、令和8年10月末までに完工の予定であるため問題ないものと思われます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると妥当な面積であります。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、周辺に農地はありませんが、日照、通風等、周囲への影響はほとんどないと判断しました。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

次に整理番号3について説明します。

整理番号3 宅地拡張（所有権移転・売買）

申請地は中和仁地内の農地で、山鹿市の譲渡人が山鹿市の譲受人へ住宅及び附属屋の売買をされるにあたり、平成元年に増築工事を行った際の住宅及び附属屋の土地が申請地の無断転用となっていたため、宅地拡張として転用許可申請をされる案件となります。始末書を添付しての追認案件となります。

給排水計画について、申請地の増築部分についての給水計画はありません。排水については、雨水は自然浸透とし、オーバーフロー分については既設水路へ流すため、問題ないと考えられます。

この転用に係る許可要件に照らした結果について説明します。

まず、「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産性の低い農地」であり集落に接続して設置されるため、代替地の検討の必要のない第2種農地と判断しました。

次に、「一般基準」について説明します。

「資金力及び信用力」については、譲受人の資金計画書にて、事業費以上の資金が確保されていることを確認しました。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」についてですが、既に増築されており、問題ないものと思われれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると妥当な面積であります。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、日照、通風等、周囲への影響はほとんどないと判断しました。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれはないと思われれます。

以上、議案第2号について、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題はないと考えられます。

議案第2号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

つづきまして、議案第2号整理番号1について、現地確認をしていただいた前淵推進委員の報告をお願いします。

前淵推進委員

整理番号1について、推進委員の前淵が報告します。

10月1日午前9時頃、私と本山委員及び事務局2名の計4名で現地確認を行いました。

申請地は、用木地内の農地で、周辺には住宅地が広がっており、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと考えられます。

集落に接続している農地のため、許可基準に照らし合わせた結果、許可相当と思われれます。

また、「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われ、全ての許可要件に照らした結果、問題ないと考えられます。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

次に、整理番号2について、現地確認をしていただいた西川推進委員の報告をお願いします。

西川推進委員

整理番号2について、推進委員の西川が報告します。

9月30日午前9時より、私と事務局員の2名で現地確認を行いました。

申請地は、江田地内の農地で、周辺には既に住宅が建ち並んでいる状況でした。日照、通風など、周辺農地への影響はないと感じました。

また、「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われれます。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働 次に整理番号3について、現地確認をしていただいた7番吉永委員の報告をお願いします。

7番吉永委員 整理番号3について、7番吉永が報告します。
 9月30日午後2時頃より、私と事務局2名の計3名で現地確認を行いました。
 申請地は、中和仁地内に位置している農地で、周辺には住宅が建ち並んでいる状況でした。
 申請地は集落に接続している第2種農地となりますが、無断転用にて増築されており、始末書は添付されていますが、そこはしっかり反省していただき、今後は農地法等の法令を遵守してほしいと感じたところです。しかしながら、当時申請していれば、普通に許可が出た案件だと思われまますので、許可相当として判断いたしました。
 以上で報告を終わります。

議長 有働 ただ今、議案第2号について、事務局からの説明と現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。
 議案第2号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働 無いようですので、採決をします。
 議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働 全員賛成です。
 よって、議案第2号につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を付して進達します。

つづきまして、議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題とします。
 事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）」について
 農用地の利用集積等促進計画（案）について、新規の賃貸借権設定が11件提出されています。
 この計画にかかる申出人及び土地の所在地等については、議案書3ページと4ページにてご確認ください。
 農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「中間管理事業推進法」といいます。）」第19条の規定により、農業委員会の意見を求められた案件となります。
 意見後につきましては、同法18条第11項の規定に基づき、中間管理機構に正式な促進計画書の作成を要請することになります。
 農地中間管理機構を介しての賃貸借権設定であり、この案件の許可要件である「中間管理事業推進法」第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合しており、設定を受ける者は、同法同条同項第2号で定める

「全部効率利用要件」及び「農作業常時従事要件」に適合しています。
議案第3号の説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。
議案第3号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
議案第3号については、原案のとおり承認することに決定しました。

以上で、すべての議事は終了しましたので報告案件に移ります。
報告第1号について、事務局からの報告をお願いします。

事務局

報告第1号「中途解約通知について」
農地の使用貸借の中途解約が1件提出されています。
通知者及び土地の所在地等については、総会資料の5ページをご覧ください。
貸し手、借り手双方合意による解約となります。
以上で、報告第1号の報告を終わります。

議長 有働

以上で、本日の議案ならびに報告事案は全て終了しました。
各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

—— 「質問なし」 ——

議長 有働

無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局

有働会長には、議長を務めていただきありがとうございました。

6 その他

総会資料の6ページをご覧ください。
事務局からの事務連絡。

事務局からの連絡事項は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。
なければ、閉会に移ります。

7 閉会

ご起立をお願いします。
これもちまして、令和7年10月和水町農業委員会総会を閉会します。
お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 有働 憲一

署名委員 4番 荒木 豊

署名委員 5番 武田 祐誠